

川俣町復興推進計画

平成 25 年 1 月 23 日

福 島 県 川 俣 町

1 計画の区域

川俣町全域

2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町でも震度 6 弱を記録し、役場庁舎や家屋の損壊、道路の沈下・崩落など、その被害は甚大なものとなった。また、放射能被害による経済的損失が大きく、海外向け製品の受注量の減少が影響し、農業・商工業あわせて約 20.8 億円（平成 24 年 2 月 1 日現在）に上り、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような中で、本町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業の集積及び活性化を推進しながら、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める必要がある。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用の確保を促進するため、本町の製造業において、製造品出荷額の約 33%、従業者数の約 20%を占める本町の中核的産業である輸送用機械器具製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援する。

4 計画区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社日ピス福島製造所が、飯坂工業団地において、エンジン部品製造設備の生産能力増強等の設備投資をするために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

輸送用機械器具製造業は、本町における製造業の製造品出荷額の約 33%、従業者数の約 20%を占める中核的な産業である。

その中でも、当該計画の対象となる事業は、本町の輸送用機械器具製造業において、製造品出荷額等の約 90%、従業者数の約 88%を占める中核的な企業が実施するものであり、今般事業の投資規模も約 12 億円と、本町における設備投資平均額の約 1.4 億円を大きく上回るものである。

したがって、地域の中核的な産業である輸送用機械器具製造業の生産能力を増強させる設

備投資を行うことは、経済効果が大きく、目標に掲げた「本町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援」を達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、株式会社日ピス福島製造所の生産能力が増強され、取引量の増加とともに当該地域内の中小製造業者への業務下請け発注量の増大などの経済効果も期待される。当該地域の輸送用機械器具製造業の集積は、地域産業の核として持続的な発展や安定的な雇用創出に寄与することが期待される。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、川俣町、福島県、株式会社日本政策投資銀行、株式会社東邦銀行、株式会社日ピス福島製造所を構成員とする川俣町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議並びに法第 4 条第 3 項に規定する地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。